

平成15年度税制改正の要点

公認会計士 松澤 修

平成15年度の税制改正において取り上げられた中小企業関連税制は、法人税関係として留保金課税及び交際費課税の緩和・少額減価償却資産損金算入限度額の拡充等の減税が行われた。一方において、中小企業に対する消費税の課税強化が改正項目となり、免税点の引き下げにより、今まで免税事業者であった多くの中小企業者が課税事業者に取り込まれることとなるほか、簡易課税が適用される売上高上限額の引き下げも行われる。

研究開発減税

試験研究費の総額にかかる税額控除制度の創設

試験研究費が増加した場合のみに適用される従来の試験研究税制（措法42の4）に対し、今年度の改正で導入される研究開発税制は、試験研究費の増加のいかんにかかわらず、その「総額」について、税額控除を適用する。この「試験研究費の総額にかかる税額控除制度」は、売上高に対する「試験研究費割合」に応じて、次のように適用される。

適用年度	試験研究費割合	控除率
3年間の時限措置	10%以上	12%
	10%未満	10% + 試験研究費割合 × 0.2
恒久措置	10%以上	10%
	10%未満	8% + 試験研究費割合 × 0.2

(注) 試験研究費割合 = 当期の試験研究費 / 当期を含む4年間の平均売上金額

中小企業技術基盤強化税制（措法42の4）

青色申告書を提出する中小企業者（資本金1億円以下の法人又は従業員1,000人以下の資本を有しない法人）に対しては、既に試験研究費の「総額」による税額控除が認められている。15年度改正においては、新たな研究開発税制導入後も中小企業技術基盤強化税制を存続させ、従来の税額控除10%を15%（3年間の時限措置、本則12%）に改める。

産学官連携の共同研究にかかる税額控除制度の創設

大学・公的研究機関との共同試験研究については、その試験研究費の12%相当額の税額控除を認める。3年間の時限措置として、税額控除率を15%とする。中小企業基盤強化税制の適用対象は資本金1億円以下の中小企業に限られるが、この税制は中小企業に限らず、しかも「試験研究費割合」に関係なくその適用が受けられる。

制度の選択

中小企業技術基盤強化税制を選択した場合には、試験研究の総額にかかる税額控除制度および産学官連携共同研究にかかる税額控除の適用はない。

税額控除限度額

税額控除の限度は当期の法人税額の20%である。試験研究費の総額にかかる税額控除と産学官連携の共同研究にかかる税額控除を併用した場合の限度額も、当期の法人税額の20%を限度とする。

税額控除限度超過額の繰越控除

以上の3制度について、当期の法人税額の20%を超える税額控除限度超過額がある場合には、その事業年度の試験研究費の総額が前事業年度の試験研究費の総額を超え

るときに限り、その税額控除限度超過額の1年間の繰越控除を認める。ただし、これら制度の超過額を合計して当期法人税額の20%を限度とする。

適用開始時期

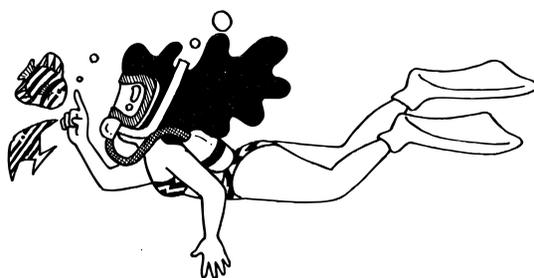
これら改正の適用開始時期は「平成15年1月1日以後に開始する事業年度で、かつ、平成15年4月1日以後に終了する事業年度」である。したがって、平成15年12月決算法人から新制度の適用が認められる。

設備投資減税

IT投資促進税制の創設

平成15年1月1日から平成18年3月31日までの期間内に一定のIT関連設備を取得して、これを事業の用に供した場合には、取得価額の10%相当額の税額控除又は50%相当額の特別償却のいずれかの選択適用を認める。さらに、資本金3億円以下の法人については、一定のリース資産を導入して、これを事業の用に供した場合には、リース費用の総額の60%相当額について、10%の税額控除を認める。ただし、当期の法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しを認める。

この対象となる9種類の設備のうち4種類については、従来の「中小企業者の機械等の特別償却（措法42の11）」の対象設備であり、残りの5種類の設備が今回新たに手当てされた対象設備である。この取得価額の条件は、原則としてその事業年度におい



て「600万円以上」であるが、資本金3億円以下の法人の場合、対象として掲記されているソフトウェアについては「70万円以上」、その他の設備は「140万円以上」となっている。

リース資産については、リース期間が4年以上（耐用年数を超えないこと）で、その事業年度において新たにリースをしたリース費用総額が、ソフトウェアの場合は「100万円以上」、その他の設備の場合は「200万円以上」であることが要件となっている。

適用関係

これら設備投資減税の措置は、平成15年4月1日以後に終了する事業年度について適用する。平成15年1月1日から平成15年3月31日までに対象設備を取得した場合には、平成15年4月1日を含む事業年度において、その適用を認める。

同族会社留保金課税の不適用措置

同族会社の留保金課税制度について、次のような留保金課税不適用措置を講ずる。この措置は、自己資本比率が50%以下の中小法人（資本金1億円以下の法人）を対象として、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する事業年度において、留保金課税を適用しない。これにともない、平成14年度改正で取り上げられた資本金1億円以下の中小企業に適用される留保金税額を5%軽減する措置は廃止される。

この同族会社に対する留保金課税不適用を判定する自己資本比率は、次の算式による。

$$\text{自己資本比率} = \text{自己資本（同族関係者からの借入金を含む）} / \text{総資産}$$

上式中の「総資産」は、時価によらず簿価により算定され、これにより、大部分の中小法人が同族会社留保金課税の対象外となる。

さらに、同族会社判定の持分割合の基準が、従来の「50%以上」から「50%超」に改正される。

交際費損金算入枠の拡大

交際費等の損金不算入制度について、400万円の定額控除を認める対象法人の範囲を改正前の資本金5,000万円以下の法人から、資本金1億円以下の法人に拡大する。さらに、定額控除限度額までの損金不算入割合を20%から10%に引き下げる。

改正前は、企業が支出する交際費について、資本金5,000万円超の法人は、その全額が損金不算入となっていたが、平成15年度の改正により交際費が全額不算入となる資本金の基準を「資本金5,000万円超」から「資本金1億円超」に引き上げることとなった。

< 計算例 >

資本金8,000万円；

(単位 万円)

交際費額	改正前		改正後	
	損金算入額	損金不算入額	損金算入額	損金不算入額
300	-	300	270	30
400	-	400	360	40
500	-	500	360	140
600	-	600	360	240

資本金5,000万円；

(単位 万円)

交際費額	改正前		改正後	
	損金算入額	損金不算入額	損金算入額	損金不算入額
300	240	60	270	30
400	320	80	360	40
500	320	180	360	140
600	320	280	360	240

少額減価償却資産一時損金算入制度の拡充

中小企業（個人事業者を含む）に対する少額減価償却資産取得価額の一時損金算入制度を創設する。これにより、中小企業者が平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に、取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合には、取得価額全額の損金算入が認められる。

< 中小企業者の範囲 >

法人	個人
資本若しくは出資の金額が1億円以下の法人のうち、大規模法人の所有（株式の2分の1以上の所有）に属さない法人 資本等を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人及び協同組合等	常時使用する従業員数1,000人以下の個人

相続税・贈与税一体化措置

相続時精算課税制度を創設し、相続時の精算を前提に非課税枠2,500万円を設け、非課税枠を超える部分については、税率20%で課税する。さらに、平成17年末までの時限措置として、住宅資金の贈与の場合には、非課税枠を1,000万円上乘せして、3,500万円とする特例制度を創設する。相続時精算課税制度の選択を行うと、その贈与者からの2年目以降の贈与について贈与税の基礎控除（110万円）の適用はなくなり、相続時精算課税制度の選択を止めることはできない。従来の住宅取得資金贈与の特例についても、平成17年末まで経過措置として存置する。

適用手続

生前贈与については、受贈者の選択により、従来の贈与税制度に代えて、贈与時に

贈与財産に対する贈与税を支払い、その後の相続時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に計算された相続税額から、既に支払った贈与税を控除することにより、贈与税・相続税を一体化した納税手続きをとることができる。

この制度の対象となる贈与者は、満65歳以上の親（住宅資金贈与の場合は65歳未満でも適用がある）で、受贈者は20歳以上の子である相続人（代襲相続人を含む）とする。

この制度の選択を行おうとする受贈者は、その選択にかかる最初の贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間に、所轄税務署に提出する贈与税申告書にこの制度を選択する旨の届出書を添付する。この選択は、受贈者である兄弟姉妹が各々、贈与者である父、母ごとに選択できる。最初の贈与における届出書の添付により、相続時まで本制度は継続して適用される。贈与財産の種類・金額・贈与回数に制限は設けない。受贈者が先に死亡した場合には、この相続時精算課税にかかる納税の権利と義務は受贈者の相続人が承継する。

贈与税額の計算

この制度を選択した受贈者は、本制度にかかる贈与財産について贈与時に申告を行い、他の贈与財産と区分して、選択した年以後の各年にわたるその贈与者からの贈与財産の価額の合計額を基にしたこの制度にかかる贈与税を支払う。その贈与税の額は、選択した年以後は、基礎控除110万円を控除せず、贈与財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる非課税枠2,500万円（特別控除）を控除した後の金額に20%の税率を乗じて算出する。



相続税額の計算

この制度を選択した受贈者は、この制度にかかる贈与者から、相続時に、それまでの贈与財産と相続財産とを合算して、従来の課税方式（法定相続分による遺産取得課税方式）により計算した相続税額から、既に支払ったこの制度にかかる贈与税相当額を控除する。その贈与税額が相続税額から控除しきれない場合には、控除しきれない金額を還付する。相続財産と合算する贈与財産の価額は、贈与時の時価とする。

住宅取得資金にかかる相続時精算課税特例の創設

相続時精算課税制度について、自己の居住の用に供する一定の家屋を取得する資金又は自己の居住の用に供する家屋について一定の増改築のための資金の贈与を受ける場合に限り、65歳未満の親からの贈与についても適用が認められるほか、これらの資金の贈与については、2,500万円の非課税枠（特別控除）に1,000万円上乘せし、非課税枠（特別控除）を3,500万円とする。この特例は、平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に贈与により取得する金銭について適用する。平成15年1月1日以後に取得した住宅取得資金について、従来の「住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の特例」の適用を受けた者は、その贈与を受けた日の属する年以後5年間は、その贈与にかかる贈与者からの贈与について、相続時精算課税制度を選択することはできない。

相続税・贈与税（暦年課税）の税率改正

従来の相続税最高税率70%については、個人所得税最高税率50%まで引き下げる。贈与税についても、相続税に準じて見直す。

相続税の速算表

法定相続人の取得金額（1）	税率（2）	控除額（3）
1,000万円以下	10%	
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円

1億円超～3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

$$\text{相続税額} = (1) \times (2) - (3)$$

贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格(1)	税率(2)	控除額(3)
200万円以下	10%	
200万円超～300万円以下	15%	10万円
300万円超～400万円以下	20%	25万円
400万円超～600万円以下	30%	65万円
600万円超～1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

$$\text{贈与税額} = (1) \times (2) - (3)$$

適用時期

相続税・贈与税一体化措置と改正税率は、平成15年1月1日以後の相続及び贈与について適用する。

事業承継税制の拡充

平成14年度の改正により、中小法人の経営者が所有する取引相場のない株式等について、相続税の課税価格を10%減額する措置が創設された。この制度は、取引相場のない株式等のうち、その会社の発行済株式等の3分の1以下に相当する部分について、次の要件を満たす限り、その相当する部分の価格のうちの3億円を限度として、相続税の課税価格を10%減額する。ただし、この制度を選択した場合には、小規模宅地の課税価格計算特例を適用できない。

<要件>

(1) その会社の発行済株式の総額が相続税評価額で10億円未満であること。

(2) 被相続人等その会社の発行済株式の50%以上を所有しており、相続後相続人が引き続き所有して、その会社の役員としてその会社を経営していること。

平成15年度改正においては、次のようにこの制度の拡大が図られた。

<改正点>

項目	改正前	改正後
選択要件	小規模宅地特例と自社株特例のどちらかを選択する。	小規模宅地特例と自社株特例の両方が適用できる。
対象会社要件	発行済株式の総額が相続税評価額10億円を超えるとこの特例は適用できない。	発行済株式の総額が相続税評価額20億円以下まで適用できる。
被相続人要件	本人と本人と生計を一にする親族で50%以上の株式を保有していなければならない。	本人と同族関係者(6親等以内の親族)が50%以上保有していなければならない。
相続人要件	申告期限まで自社株式を保有し、申告期限において役員として事業に参画していること。	
軽減対象の上限	発行済株式数の3分の1まで、3億円を限度とする。	発行済株式数の3分の2まで、3億円を限度とする。
軽減率	相続税課税価格の10%を軽減する。	

証券・配当関係税制の改正

平成15年から適用する上場株式に対する新証券税制については、特定口座制度の見直し、株式譲渡益課税の税率の引き下げ、配当課税制度の簡素化が図られる。上場株式の譲渡益及び配当については、5年間にわたり10%の税率に統一する。上場株式の譲渡益については平成15年1月1日から、配当については4月1日から適用する。これともない、所有期間1年超の株式譲渡益に対する10%の暫定税率及び100万円特別控除の制度が廃止となる。

登録免許税の改正

登録免許税の改正

不動産登記にかかる登録免許税について、本則税率を引き下げるとともに、租税特別措置法により、平成15年4月1日より3年間の措置として、本則税率を半分とする特例措置が設けられる。これにともない、土地に関する登記について、その課税標準を固定資産税台帳価格の3分の1とする特例が、平成15年3月31日をもって廃止される。

今回の改正により、売買による所有権移転登記の本則税率が1,000分の50から1,000分の20に改められる。これに租税特別措置法の2分の1特例を適用すると、その税率は1,000分の10となる。

<改正前後の登録免許税税率表>

区 分	改正前	改正後	措置法特例適用
売買その他の原因による移転	1,000分の50	1,000分の20	1,000分の10
相続による移転	1,000分の6	1,000分の4	1,000分の2
贈与による移転	1,000分の25	1,000分の20	1,000分の10

法人事業税に外形標準課税を導入

対象法人

付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税の対象となる法人は、資本の金額



又は出資金額が1億円を超える法人とする。

標準税率

所得割		付加価値割	資本割
所得のうち年800万円を超える金額 及び清算所得	7.2%	0.48%	0.2%
所得のうち年400万円を超え、 年800万円以下の金額	5.5%		
所得のうち年400万円以下 の金額	3.8%		

適用期日

この外形標準課税は、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

消費税の改正

中小企業者に対する特例である「免税点制度」及び「簡易課税制度」について見直しを行い、「中間申告の回数」「価格表示方法」に関しても、次のような改正が行われる。

事業者免税点制度

その適用上限を3,000万円から1,000万円に引き下げる。

簡易課税制度

その適用上限を2億円から5,000万円に引き下げる。

中間申告回数

直前課税期間の年税額が4,800万円（地方消費税込みで6,000万円）を超える事業者は、その中間申告を改正前の3月ごとから毎月行うことに改正し、原則として、前年確定税額の12分の1を申告納付する。事業者の選択により、従来課税期間を3月とする特例制度について、新たに課税期間を1月とする特例を設ける。

課税取引の価格表示方式

事業者が不特定多数の消費者に対して、商品の販売或いは役務の提供等の取引を行

うに際し、予めその取引価格を表示する場合には、その商品或いは役務等にかかる価格について、消費税額を含む価格（総額）を表示することを義務付ける。

改正消費税の適用時期

項 目	適用期日
<事業者免税点の引き下げ> 年間課税売上高3,000万円以下から1,000万円以下に引き下げる。	平成16年4月1日以降に開始する事業年度から適用する（基準期間は平成14年4月1日以降に開始する事業年度となる）。
<簡易課税の適用上限の引き下げ> 年間課税売上高2億円以下から5,000万円以下に引き下げる。	平成16年4月1日以降に開始する事業年度から適用する（基準期間は平成14年4月1日以降に開始する事業年度となる）。
<課税取引価格総額表示の義務付け> 不特定多数の消費者と課税取引を行う事業者が取引価格を表示する場合、消費税等を含めた価格で表示する。	平成16年4月1日より適用する。

総額表示方式類型

(1)	10,500円（本体価格10,000円、消費税等500円）
(2)	10,500円（うち消費税等500円）
(3)	10,500円（税込価格）
(4)	10,500円

配偶者特別控除制度の改正

年間合計所得金額1,000万円以下の場合に適用される配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者（合計所得金額38万円以下の配偶者）について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の配偶者特別控除を廃止する。この改正は、平成16年分以後の所得税及び平成17年分以後の住民税について適用する。

改正前における配偶者特別控除の金額は、次の表の通りである。

控除対象配偶者に当たる場合		控除対象配偶者に当たらない場合	
合計所得金額（円）	控除額（万円）	合計所得金額（円）	控除額（万円）
0～49,999	38	380,001～399,999	38
50,000～99,999	33	400,000～449,999	36
100,000～149,999	28	450,000～499,999	31
150,000～199,999	23	500,000～549,999	26
200,000～249,999	18	550,000～599,999	21
250,000～299,999	13	600,000～649,999	16
300,000～349,999	8	650,000～699,999	11
350,000～379,999	3	700,000～749,999	6
380,000	0	750,000～759,999	3

今回の改正により、上表のうち「控除配偶者に当たる場合」の部分の適用が廃止されるが、「控除配偶者に当たらない場合」の部分の適用は存続する。

